

令和 3 年 12 月 21 日
＜ 問 い 合 わ せ 先 ＞
住 宅 局 建 築 指 導 課
代 表 03-5253-8111

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の
一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 3 年 10 月 28 日（木）から 11 月 26 日（金）までの期間において、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※7の個人・団体から合計10件のご意見をいただきました。

※とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

※本告示と直接の関係がないため掲載しなかったご意見やご質問についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

【建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年建設省告示第184号）に関するご意見】

パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
通学路等の沿道のブロック塀等の耐震義務化の記載について、通学路は児童・生徒の居住状況によって毎年見直されるため、耐震化を図るべき道路として指定することは困難である等の問題があると考えます。よって該当部分について記載の見直しが必要ではないか。	平成30年の大阪北部地震における被害を踏まえると、通学路等の沿道のブロック塀等の耐震診断の義務付けを検討することは重要であるため、原案の通りといたします。なお、本法の対象となる道路は、「相当数の建築物が集合する道路」、「地震が発生した場合においてその通行を確保することが必要な道路」であり、必ずしも学校や教育委員会が指定するすべての通学路を指すものではありません。
南海トラフ地震を見据えると、達成時期目標が遅すぎる。2～3年で達成すべき課題ではないか。	住宅・建築物の大半は個人の所有物であるため、個々の住宅・建築物の耐震化は所有者が取組むこととなります。それを踏まえ、達成可能性を考慮して目標を設定したため、原案の通りといたします。なお、国土交通省としては、地方公共団体と連携して、普及啓発や財政面での支援等により所有者による取組を促し、できる限り早期に目標が達成できるよう取り組んでまいります。
新型コロナウイルス感染防止対策の影響により、宿泊業の継続が困難な状況において、令和7年までに建築物の耐震改修を行うことは難しい。住宅の耐震化と同様に、令和12年に耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標として頂きたい。	耐震診断義務付け対象の建築物は、地震によって倒壊等することにより、多数の利用者の生命・身体に危害を及ぼすおそれがあるため、耐震化の必要性が特に高いものと考えます。よって原案の通りといたします。なお、国土交通省及び地方公共団体による補助制度等を活用しながら、できる

	限り速やかに耐震改修を行っていただきたいと考えております。
耐震改修促進計画を改定し、耐震化の促進に加え、新たに被害を軽減させる減災化（部分補強、段階的補強、屋根軽量化等）に取り組み、総合的な震災対策を推進することとしている地方公共団体もあるところ、国の減災化に対する考え方や今後の方針等について、お示しいただきたい。	耐震診断基準に基づく安全性確保が必要と考えていますが、ご指摘のような減災化の対策は、一定の安全性向上の効果はあるものとして推進している地方公共団体もあると承知しております。
一の6「所有者等の個々の事情に応じた助言」について、耐震化に加え、部分的な補強、避難上の工夫、住宅の間取りや構造特性に応じた住まい方など、幅広い視点からの被害軽減対策の助言等が含まれると解してよろしいか。	耐震診断基準を満たすことが基本ですが、所有者等の個々の事情を勘案して、やむを得ない場合には、改修方法の工夫など様々な助言を行うことを想定しています。
要安全確認計画記載建築物のうち緊急輸送路等の避難路沿道建築物については、路線を指定していない地方公共団体があり、今後の指定状況によっては耐震化率の現状値が変わる可能性もあるなか、耐震診断義務付け対象建築物について、一律に令和7年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としているが、達成の実現性はあるのか。	ご指摘のとおり、要安全確認計画記載建築物は対象が追加されていくものですが、早期の指定を要請するとともに、地方公共団体と連携して耐震化を促進していくこととしています。
建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標について、改正前の「建築物の用途ごと」の目標設定は継続された方が望ましいのではないかと。「住宅・建築物の耐震化率のフォローアップのあり方に関する研究会」においても、耐震化の進捗に差異が見られる住宅を戸建て住宅と共同住宅の別にすることが挙げられているところ、改正により「用途ごと」の目標設定が削除された理由を教えてください。	学校、病院等の建築物の用途に分かれた耐震化目標管理は、それぞれの所管省庁において実施されるため、原案の通りといたします。